

# 臨時託児所を設置される皆様へ

臨時託児所は、認可外保育施設（乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で都道府県知事や中核市の市長の認可を受けていない施設の総称）です。

スキー場やバーゲン期間のみ開設された デパートの一時預かり施設のように6か月を限度に設置される施設は、児童福祉法第59条の2第1項の届出は必要としませんが、この届出を必要としない臨時託児所も認可外保育施設に対する県の指導監督基準を守る必要があります。

## 主 な 指 導 基 準

### 1 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項に規定する数を守ってください。

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1・2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳以上児	幼児30人につき保育に従事する者1人

● 職員の算定方法は、次のとおりです。

乳児	乳児	$\bigcirc$ 人 $\div$ 3=	人（小数点第2位以下切り捨て）
1・2歳児	幼児	$\bigcirc$ 人 $\div$ 6=	人（同上）
3歳児	幼児	$\bigcirc$ 人 $\div$ 20=	人（同上）
4歳児	幼児	$\bigcirc$ 人 $\div$ 30=	人（同上）
合計			人（小数点第1位以下四捨五入）

- (2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者としてください。

● 有資格者数の算定方法は、次のとおりです。

保育従事者数	$\bigcirc$ 人 $\div$ 3=	人（小数点第一位以下四捨五入）
--------	------------------------	-----------------

- (3) 常時、保育に従事する者は、複数配置としてください。

また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましいです。